

令和 7 年

第 2 回熊本県後期高齢者医療  
広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局



## 目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	3
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	5
8	日程第 2 議長選挙	5
9	日程追加 副議長辞職の件	7
10	日程追加 副議長選挙	8
11	日程第 3 議席の指定	9
12	日程第 4 会議録署名議員の指名	10
13	日程第 5 会期の決定	10
14	日程第 6 から日程第 14	10
15	提案理由説明	11
16	質疑・討論・採決	15
17	日程第 15 議第 20 号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について（議選監査委員）	16
18	日程第 16 一般質問	18
19	閉会	18

## 会議日程

令和7年11月14日（金曜日） 午後2時40分開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議長選挙
- 日程追加 副議長辞職の件
- 日程追加 副議長選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の氏名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議第11号 専決処分の報告及び承認について  
「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」
- 第 7 議第12号 専決処分の報告及び承認について  
「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」
- 第 8 議第13号 専決処分の報告及び承認について  
「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」
- 第 9 議第14号 令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議第15号 令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議第16号 令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 第12 議第17号 令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議第18号 損害賠償額の決定について
- 第14 議第19号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第15 議第20号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について（議選監査委員）
- 第16 一般質問

---

出席議員（28名）

1番 大石浩文  
4番 橋本誠剛  
7番 有働辰喜  
8番 猿渡美智子  
9番 野口修一  
11番 四海公貴  
12番 園田浩文  
13番 勝木幸生  
14番 齋藤正昭  
15番 上田孝  
16番 松尾純久  
17番 立山秀喜  
18番 福本みや子  
20番 山本富二夫  
21番 布田悟  
22番 高橋周二  
23番 渡邊誠次  
24番 市原正文  
25番 牛嶋津世志  
26番 尾崎幸穂  
27番 太田吉浩  
30番 西村博則  
33番 西尾正剛  
35番 柳迫好則  
36番 森本完一  
38番 長谷和人  
40番 市岡智惠  
44番 加賀山瑞津子

---

欠席議員（16名）

2番 小野泰輔  
3番 松岡隼人  
5番 高岡利治  
10番 桑原千知  
19番 石原佳幸

28番 藤木正幸  
29番 境野隆文  
31番 宮本修治  
32番 飯開政俊  
34番 林田燿宏  
37番 石井淳一  
39番 中嶽弘継  
41番 木下丈二  
42番 内山慶治  
43番 松谷浩一  
45番 山崎秀典

---

○

#### 説明のため出席した者

広域連合長 大西一史  
副広域連合長 竹崎一成  
事務局長 庄山義樹  
事務局次長兼事業課長 早川孝幸  
事務局次長兼給付課長 池田良一  
事務局次長兼総務課長 緒方英朗

---

○

#### 議会事務局職員

議会事務局長 小原光博  
書記 藤本丈司  
書記 藤井隆寛  
書記 山口裕里香

---

○

午後2時40分開会

---

○

#### ○上田孝 副議長

それでは、予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。

議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様方の御協力を、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は28名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

日程第6ないし日程第14の議案審議につきましては、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、監査委員報告を経て、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

---



## 日程第1 諸般の報告

### ○上田孝 副議長

それでは、これより、日程第1、「諸般の報告」を行います。

始めに、熊本県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第83条及び第84条の規定により、閉会中辞職を許可した議員については、お手元に配布の「辞職許可議員一覧」のとおりであります。

また、任期満了も含め、各選出元の市町村において広域連合議会議員の選挙が執り行われましたので、お手元に配布の「議会議員名簿」をもって報告といたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、「現金出納検査結果報告」及び同法第199条第9項の規定による、「令和6年度定期監査結果報告」がありましたので、お手元に配布し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---



## 日程第2 議長選挙

### ○上田孝 副議長

次に、日程第2、「議長選挙」を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○上田孝 副議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことになりました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、副議長を務めております、本職から指名させていただいたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○上田孝 副議長

御異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に大石浩文議員を指名いたします。

お詣りをいたします。

ただいま、指名をいたしました大石浩文議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上田孝 副議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大石浩文議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました大石浩文議員が議場におられます。

大石議長に御挨拶をお願いいたします。

(大石浩文議長　登壇)

○大石浩文 議長

皆様こんにちは。ただいま議長にご推挙いただきました、熊本市議会の大石浩文でございます。

この度、後期高齢者医療広域連合議会議長という重責をお預かりすることとなり、大変光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

さて、後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様の生命と健康を維持するための極めて重要な施策であります。

国においては、高齢化・人口減少社会に対応した「全世代型社会保障」の実現に向け、高額療養費制度の段階的な見直しが検討されているところです。

こうした状況下においても、将来にわたり制度の安定的な運営を確保することは、広域連合の重大な使命であると考えております。

本議会といたしましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えるべく、その使命を果たしていくなければなりません。

もとより公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き、ご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願ひ申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(大石浩文議長 着席)

○上田孝 副議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。大石議長、議長席にお着き願います。

(上田孝副議長 議長席を降りる)

(大石浩文議長 議長席に着席)

○  
日程追加 副議長辞職の件

○大石浩文 議長

それでは、議事を進行いたします。

この際、日程についてお諮りいたします。

上田副議長より、本職宛て副議長辞職願が提出されました。

よって、「副議長辞職の件」を日程に追加することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

それでは、「副議長辞職の件」を議題といたします。

上田孝議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、15番上田孝議員の退席を求めます。

(上田孝議員 退場)

○大石浩文 議長

まず、上田孝議員の副議長辞職願を議会事務局長に朗読させます。

○小原光博 議会事務局長

朗読いたします。

辞 職 願

このたび、一身上の都合により熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長を辞職したいので許可されますよう願い出ます。

令和7年11月14日

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長 上田 孝

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 大石 浩文 様

以上です。

○大石浩文 議長

それでは、お諮りをいたします。

上田孝議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。よって、上田孝議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

それでは、上田孝議員の入室を許可いたします。

(上田孝議員 入場)



○大石浩文 議長

上田孝議員の退任挨拶があります。

(上田孝議員 登壇)



○上田孝 議員

改めまして、こんにちは。

副議長の職を退くに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和5年第2回定例会におきまして、皆様の御推挙を得て副議長に就任して以来、約2年の間、大過なくその職責を果たすことができました。

これもひとえに、議員各位並びに広域連合長をはじめ、事務局の皆様方の温かい御支援、御指導のたまものであると、衷心より厚く御礼申し上げます。

今後は、一議員として、後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、微力ながら全力を尽くしてまいる所存でございます。

改めまして、副議長在任中に賜りました御厚情と御指導に深く感謝申し上げますとともに、後期高齢者医療制度の更なる充実を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(上田孝議員 着席)



日程追加 副議長選挙

○大石浩文 議長

上田孝議員の退任挨拶は終わりました。

それでは、副議長が欠員となりましたので、直ちに「副議長の選挙」を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことになりました。

お詰りをいたします。

指名の方法につきましては、議長を務めております、本職から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に松尾純久議員を指名いたします。

お詰りをいたします。

ただいま、指名をいたしました松尾純久議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま、指名いたしました、松尾純久議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま、副議長に当選されました松尾純久議員が議場におられます。

松尾副議長に御挨拶をお願いいたします。

(松尾純久議員　登壇)

○松尾純久 議員

皆様こんにちは。

ただいま本広域連合議会の副議長に選出いただきました、玉東町議会議長の松尾純久でございます。

就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

後期高齢者医療制度の安定的な運営は、広域連合にとって重要な責務であり、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、議会としても力を尽くしてまいります。

微力ではございますが、大石議長の補佐役として、広域連合議会の円滑な運営に努め、職責を全うしてまいる覚悟でございます。

議員の皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(松尾純久議員 着席)

### 日程第3 議席の指定

○大石浩文 議長

松尾副議長の挨拶は終わりました。

それでは、議事を進行いたします。

これより、日程第3、「議席の指定」を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。

議席は、新たに当選された議員を含め、ただいま御着席のとおり指定いたします。

---

○

日程第4 会議録署名議員の指名

○大石浩文 議長

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

25番、牛嶋津世志議員、27番、太田吉浩議員を指名いたします。

---

○

日程第5 会期の決定

○大石浩文 議長

次に、日程第5、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

---

○

日程第 6 議第11号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」

日程第 7 議第12号 専決処分の報告及び承認について

「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

日程第 8 議第13号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」

- 日程第 9 議第 14 号 令和 6 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議第 15 号 令和 6 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議第 16 号 令和 7 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議第 17 号 令和 7 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議第 18 号 損害賠償額の決定について
- 日程第 14 議第 19 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○大石浩文 議長

次に、日程第 6 ないし日程第 14 の議案審議を行います。

議第 11 号ないし議第 19 号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由について一括して説明を求めます。

————— ○ —————

○大西一史 広域連合長

議長。

————— ○ —————

○大石浩文 議長

大西連合長。

————— ○ —————

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の大西でございます。

提案理由の説明に先立ち、一言、御挨拶申し上げます。

このたび、令和 7 年第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御協力により、円滑に運営することができておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月の制度導入以来、今年で 18 年目を迎えておりますが、団塊の世代がすべて後期高齢者へと移行され、少子高齢化はさらに進展していくものと考えられ、持続可能な社会保障制度の構築が求められています。

このような中、現役世代の負担を抑制し、国民皆保険を未来につないでいくため、令和 4 年 10 月から後期高齢者のうち一定所得以上の方の窓口負担割合が 2 割とされました。その負担増を抑えるための 3 年間の配慮措置が本年 9 月末で終了いたしました。

また、国においては、高額療養費の見直しや診療報酬改定など多くの課題を抱える中、9月に医療保険制度改革の議論が始まったところであります、まずは、我が国の医療保険制度の現状、人口の動向や医療費の変化、足元の物価・賃金の動向など経済情勢や、医療提供体制の変化について認識を共有しつつ、あるべき将来像とそこから逆算して必要な施策、理念・全体像を示していくことが重要であり、総論的な意見交換を行った上で論点を整理し、個別課題の議論を行っていくこととされております。

このように後期高齢者医療制度は、今後も重要な制度改正が見込まれますことから、より一層国、県、市町村とともに連携して適切な制度運用に取り組んでいく必要があるものと考えております。

議員の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

本日は、令和6年度歳入歳出決算のほか、令和7年度補正予算など、10件の案件について御審議いただきます。

それでは、まず、議第11号から議第19号までの提案理由につきまして、一括して説明させていただきます。

まずは、「専決処分の報告及び承認について」でございます。こちらは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

議第11号につきましては、「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」でございますが、こちらは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本広域連合職員の勤務時間、休暇等及び育児休業等を定めた条例について所要の改正を行うものでございます。

議第12号につきましては、「令和6年度特別会計補正予算」でございますが、こちらは、令和6年度の保険給付実績に応じて決定されます、国、県の「療養給付費負担金等」の交付額確定、国の「調整交付金」の交付額確定によるものであります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億9,300万9千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,231億6,482万3千円とするものであります。

議第13号につきましては、「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」でございますが、こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本広域連合職員の勤務時間、休暇等及び育児休業等を定めた条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議第14号及び議第15号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度の「一般会計決算」及び「後期高齢者医療特別会計決算」について、議会の認定をお願いするものであります。

一般会計につきましては、主に広域連合の「組織運営に関する経費」について支出したものであります、歳入総額は、3億1,234万2,650円、歳出総額は、2億8,968

万3, 963円となり、歳入歳出差引残額2, 265万8, 687円を、令和7年度に繰り越すものです。

続いて、後期高齢者医療特別会計につきましては、主に、約30万人の被保険者に対する「保険給付等経費」について支出したものであり、歳入総額は、3, 223億6, 750万3, 984円、歳出総額は、3, 147億4, 032万5, 967円となり、歳入歳出差引残額76億2, 717万8, 017円を令和7年度に繰り越すものであります。

なお、歳入の主な内容としましては、国の療養給付費負担金等の「国庫負担金」が、774億8, 175万6, 021円、後期高齢者交付金であります「支払基金交付金」が、1, 208億615万6千円などとなっております。

歳出の主な内容としましては、「保険給付費」が、総額3, 081億8, 864万431円であり、歳出総額の97. 92パーセントを占めております。

次に、議第16号、「令和7年度 一般会計 補正予算（第1号）」につきましては、令和6年度の決算に伴う繰越金の歳入を減額し、同じく一般管理費の歳出を減額するものであります、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ734万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5, 882万5千円とするものです。

次に、議第17号、「令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、令和6年度特別会計決算に伴う、歳入歳出差引残額39億3, 617万8千円を、繰越金として編入するとともに、令和6年度の療養給付費等の実績確定に伴う、追加負担金及び償還金の編入等を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ41億162万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3, 356億7, 185万7千円とするものです。また、この補正予算にあわせて、地方自治法第214条の規定に基づき、4件の債務負担行為を設定しております。

次に、議第18号、「損害賠償額の決定」でございますが、こちらは、職員住宅の短期解約に伴う違約金に係る損害賠償額を決定するものでございます。

次に、議第19号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございますが、こちらは、組合規約に規定する事務から脱退する地方自治体が生じたことから、事務の変更及び規約の一部変更を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

（大西一史広域連合長 着席）

○大石浩文 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の審査結果について、監査委員から報告を求めます。

○宮本邦彦 監査委員

議長。



○大石浩文 議長

宮本監査委員。



(宮本邦彦監査委員 登壇)

○宮本邦彦 監査委員

皆様、こんにちは。

監査委員の宮本でございます。どうぞよろしくお願い致します。

決算審査は、令和7年8月29日に議会選出監査委員の松尾議員と行っておりますが、代表いたしまして私から報告をさせていただきます。

お手元に「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見書」が配布されていると思いますが、そちらをご覧いただきたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から令和7年8月7日付で審査に付されました、令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算に関する書類の審査結果をご報告いたします。

審査の対象いたしましては、一般会計及び特別会計のそれぞれの歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及びこれらに関する証書類、並びに財産に関する調書等であります。

審査の方法は、それぞれの会計の歳入歳出決算書及び証書類について、関係法令に準拠して調査されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿等及び証拠書類との照合を行い、必要に応じて関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また、例月現金出納検査等の結果を参考として計数の正確性等について審査をいたしました。

その結果、審査に付されました「令和6年度歳入歳出決算書」及び「令和6年度主要施策の成果説明書」、その他の関係書類等は、それぞれの法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、決算は適正であると認めました。

また、決算に係る監査委員の意見いたしましては、審査意見書の1ページに記載のとおりでございます。

1ページの第5、意見における前段部分では医療費の適正化について申し上げております。

令和6年度は、被保険者数が増加していますが、これは団塊の世代が後期高齢者へ移行したことによるものであり、これに伴い医療費についても増加しているため、引き続きレセプト点検や債権回収などに重点的に取り組み、医療給付費の適正化に努めるよう要望させていただいております。

また、中段では、令和6年度の熊本県の保険料収納率について触れており、特に滞納繰越分が低い水準で推移しているため、医療保険財政の安定化のためにも、低水準となって

いる市町村の収納業務状況を把握し、県と協力の上、より効果的な改善に向けて指導・助言を行うなど、収納率向上を図られるよう要望させていただいております。

後段では、高額療養費の見直しについて大きく報道されるなど医療保険制度について被保険者の関心が高まる中、来年度には保険料率の見直しをはじめとする重要な制度改革を控えており、事務局には慎重に事務を進めることが求められるところですが、このようにあっても被保険者に対し混乱や不安を招かないよう、国、県及び市町村と十分に連携し、保険者として丁寧な周知・広報を行うなど、円滑な制度運営に努めるよう要望させていただいております。

決算規模等、具体的な数字につきましては2ページから12ページまでに記載のとおりでございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計に係る決算審査の御報告とさせていただきます。

(宮本邦彦監査委員 着席)



#### ○大石浩文 議長

これより、討論及び採決に入ります。

議第11号、専決処分の報告及び承認について、「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」、議第12号「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、議第13号「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」を一括して採決いたします。

以上3件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第11号ないし議第13号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○大石浩文 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第11号ないし議第13号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第14号「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、議第15号「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括して採決いたします。

以上2件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第14号、議第15号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○大石浩文 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第14号、議第15号は、原案のとおり認定されました。

次に、議第16号「令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」、議第17号「令和7年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、議第18号「損害賠償額の決定について」、議第19号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を一括して採決いたします。

以上4件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第16号ないし議第19号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○大石浩文 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第16号ないし議第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議第20号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について  
(議選監査委員)

○大石浩文 議長

次に、日程第15、議第20号「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、7番、有働辰喜議員の退席を求めます。

(有働辰喜議員 退場)

○大石浩文 議長

本件について、提案理由の説明を求めます。

○大西一史 広域連合長

議長。

○大石浩文 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長　登壇)

○大西一史　広域連合長

議第20号について、御説明いたします。

本件は、議選監査委員松尾純久議員が令和7年11月13日付けで監査委員を辞職されたことに伴い、広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議会議員から選任する監査委員として、新たに有働辰喜議員を選任しようとするものであります。

有働氏は山鹿市議会議員として、3期目であり、地方行政に精通し、現在、山鹿市議会議長を務められるなど、人格・識見ともに監査委員として適任と存じますので、選任同意をお願いするものであります。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

(大西一史広域連合長　着席)



○大石浩文　議長

以上で提案理由説明は終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第20号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○大石浩文　議長

全員賛成と認めます。

よって、議第20号は、原案のとおり同意されました。

それでは、有働辰喜議員の入室を許可いたします。

(有働辰喜議員　入場)



○大石浩文　議長

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任されました、有働辰喜議員から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可します。



(有働辰喜議員　登壇)

○有働辰喜　監査委員

改めまして皆様こんにちは。

ただいま、議員の皆様方の御賛同をいただき、監査委員に選任いただきました、山鹿市議会議長の有働でございます。

熊本県全市町村を構成団体とする本広域連合の監査委員として、重責を担うこととなります。後期高齢者医療制度が発足してから今年で18年目であり、団塊の世代の方々が、本制度の加入者へと移行していることから、高齢者の皆様の生命と健康を維持するために

一層重要な社会保障制度であると認識しているところでございます。

本広域連合の運営における監査の重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から職責を全うしてまいりたいと考えております。

何卒、皆様方の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げまして、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(有) 倉辰喜議員 着席)



#### 日程第16 一般質問

##### ○大石浩文 議長

次に、日程第16、「一般質問」を行います。

本件については、質問の通告はございませんでしたので、本件は終了いたします。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を本職に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○大石浩文 議長

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて、令和7年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時19分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 大石 浩文

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長 上田 孝

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 牛嶋 津世志

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 太田 吉浩